

2024年12月吉日

協力業者 各位

眞正工業株式会社
代表取締役 後藤 正繁

安全対策費負担制度ご協力のお願い

拝啓 貴社益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

弊社では協力業者の皆様と共に災害防止対策に取り組む為、安全対策費負担金制度を導入し、協力業者の皆様にも安全対策費の一部をご負担いただき、補償について対策をしております。

大変恐縮ですが、皆様にはその取引に応じて以下の割合でご負担をお願い申し上げます。同時に、弊社工事現場において別紙記載の保険に該当する事故が発生した場合は速やかにご連絡下さい。何卒宜しくお願い致します。

敬具

記

- ・安全対策費負担金割合：弊社資材及び工事代金支払金額の 3/1000 (0.003%)
- ・安全対策費負担金は、弊社からの支払金額の内より差し引かせていただきます。
また、この安全対策費負担金の領収書の発行は致しませんので、本状を代わりにご利用ください。
- ・保険概要は別紙をご参照ください。

以上

●保障内容●

①	死 亡	1,000万円
②	後 遺 障 害	40万～1,000万円
③	入 院（日 額）	5,000円
⑤	休 損（日 額）	6,500円
⑥	通 院（日 額）	2,000円
⑦	傷 害 医 療 費 用	100万円限度

お支払いする保険金の内容

- ①（注 1）万一死亡された場合に・・・死亡補償（死亡保険金）
補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被った日から、その日を含めて 180 日以内に死亡された場合、ご契約いただいた保険金額の全額をお支払いします。
- ②（注 1）後遺障害が生じてしまった場合に・・・後遺障害補償（後遺障害保険金）
補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被った日から、その日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、障害の程度に応じてご契約保険金額の 4%～100%をお支払いします。
- ③（注 1）入院された場合に・・・入院補償（入院保険金）
補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被った日から、その日を含めて 180 日以内に入院された場合に 1 日につきご契約の保険金日額を 180 日を限度としてお支払いします。
- ④（注 1）手術を受けた場合に・・・手術補償（手術保険金）
補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、入院補償保険金が支払われる場合において、その身体障害の治療のため、身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内に所定の手術を受けた場合、入院補償保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。

⑤ 休業された場合に・・・休業補償（休業保険金）

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合(医師の診断書が必要)、就業不能期間1日につき、ご契約の休業保険金をお支払いします。

ただし、平均所得額を超えては保険金をお支払いしません。

てん補期間(お支払い対象期間)は1年を限度にします。

⑥ (注1) 通院された場合に・・・(通院保険金)

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の通院に対して90日を限度とします。

⑦ 治療費の実費負担があった場合に・・・(障害医療費用保険金)

被保険者が就業中の偶然な事故によるケガが原因で医師の治療を受けられた場合、事故の日からその日を含めて365日までの期間に被保険者が実際に負担された次の費用のうち、当会社が妥当と認めた金額をお支払いします。

- ・治療の為に病院等に支払われた費用
- ・入院、退院または転院のための移送費、交通費
- ・医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した薬剤、治療材料、医療器具等

(注)

1. 公的医療保険制度や労働者災害補償制度などにより被保険者に対して行われる給付等がある場合は、被保険者の負担された費用から除きます
2. 1回の事故につき、保険証券記載の障害医療費用保険金額を保険金のお支払い限度とします

保険金をお支払いできない主な場合

●業務外の事故 ●故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車（工作用自動車、クレーンを含む）などの無資格運転・酒酔運転、麻薬等の影響下の運転 ●放射線照射や放射能汚染など ●脳疾患、疾病、心神喪失（注1） ●核燃料物質等の有害な特性による事故 ●風土病職業性疾病 ●むちうち症や腰痛で他覚症状のないもの・・・など

(注1) 「労災認定された、脳疾患・心疾患等補償特約」により補償対象者が脳・心疾患を被られ、労災保険法等で給付が決定された場合には、補償対象となります。